

暮

ら

し

の

お

知

ら

せ

Information

## 指定学校変更・区域外就学

# 希望者は申請を

市立学校の通学区域(学区)は住所地で定められていて、自由に学校を選択することはできません。

ただし、事情がある場合には保護者の申し出により指定学校変更

や区域外就学が認められることがあります。

**指定学校変更**は市内に住む児童・生徒に対して定められた学区以外

の市立学校への通学を認める

区域外就学は市外に住む児童・生徒に対して、市立学校への通学を認める

### 来年度の指定学校変更

11月30日(火)までに学務課(市役所5階)で手続きしてください。

なお、新小学1年生は就学時健康診断の通知書を持参してください。受付開始日は次の通りです。

○小学校(新1年生を除く)・中学校:8月2日(月)

○新小学1年生:8月下旬に送付する就学時健康診断の通知が届いた日

### 部活動を理由とした指定学校変更

指定学校に希望する部活動がないため、該当する最寄りの中学校へ通学を希望する人は、8月16日(月)～9月30日(木)に学務課で手続きしてください。

指定日に親子で部活動を参観してもらい、意思確認を行います。卒業まで部活動を継続することが条件となり変更は認められません。

※くわしくは学務課(☎20・1581)または市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page19680\\_0.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page19680_0.html))を参照してください。

### 住宅地での農薬使用

### 安全に配慮して

農薬を使用する場合、飛散により周辺の住民へ健康被害を及ぼすことがあります。

住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には使用を控

えるようにし、やむを得ない場合は次のことに配慮してください。

○飛散しにくい農薬を選ぶ

○風向きや時間帯に配慮する

○ラベルに記載された内容に従って使用する

○事前に周辺の住民へ周知する

○散布区域に人が入らないように対策する

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

### 植物などの移動規制

### 病害虫を防ぐために

沖縄・小笠原諸島などの地域で農作物の病気を引き起こす害虫などが発生しています。

害虫のまん延を防ぐため、一部の植物などは植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制されています。

対象地域へ行く人は、対象植物(サツマイモ・かんきつ類の苗木など)を持ち出さないでください。

※くわしくは横浜植物防疫所干葉出張所(☎043・242・8401)へ。

## 指定学校変更および区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件に関する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する*1	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する*1	○	—
下校後の小学生を祖父などが養育している	○	○
指定学校以外にある児童ホームに通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する	○	—
入学後の市外転出で、一時的に転出前の学校への通学を希望する	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する	○	—
家庭の事情により住民票の異動が困難である	○	○
日本語指導などの支援を必要とする	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	○
特別支援学級への就学が適当であると判断された場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する*1*2	○	—
小規模特認校(豊住小学校)への通学を希望する*3	○	—

\*1 新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります  
\*2 成田中学校では教室に余裕がないため、この要件での変更はできません  
\*3 学校見学・説明会を随時実施しています



# 市長日誌

6月16日(水)～30日(水)

16日	経済環境常任委員会 商工会議所青年部図書「おかねってなあに？」贈呈式
17日	総務常任委員会(23日)
21日	山木伝説選手日本陸上競技選手権大会出場激励 市民憲章推進協議会総会・感謝状贈呈式
22日	印旛沼関連事業市町連絡会議 国政要望活動 議会運営委員会
23日	新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会(29日) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議(29・30日)
25日	成田空港周辺地域共生財団評議員会
26日	歌舞伎講座
29日	アイルランド大使表敬訪問 6月定例会議会閉会
30日	小幡副市長退任式 三郡医師会航空機対策協議会総会



アイルランド大使を歓迎(29日)

## スズメバチの巣

### 駆除に補助金を交付

市では、建物や樹木などに作られたスズメバチの巣を駆除するための補助金を交付しています。交付を受けるには事前に申し込みが必要です。

補助額Ⅱ巣の駆除にかかった費用の2分の1以内(上限5万円)  
※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

## 公共下水道の汚水管

### 雨水を流さないで

市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流方式で整備されています。

汚水管に大量の雨水が入るとポンプ場の排水能力を超え、道路上のマンホールから汚水が噴出する原因になります。

原因になります。汚水管に雨水を流さないでください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

## 農業用施設の水路

### 事故を起こさないために

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や夏休み期間は子どもの外出機会が増え、水難事故が発生する可能性が高くなります。

水路や水門、機場などの近くでは、子どもを遊ばせないでください。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

## 移動暴力相談所

### 困り事や悩み事を打ち明けて

暴力団に関する困り事などの相談に応じます。

日時Ⅱ8月18日(水) 午前10時～午後4時

会場Ⅱ香取地域振興事務所  
相談料Ⅱ無料

※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは千葉県暴力団追放県民会議事務局(☎043・254・8930)へ。

## 合併処理浄化槽

### 設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。

市では、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助しています。

補助を受けるには条件がありますので、必ず着工前に相談してください。

また、毎年の維持管理に伴う費用への補助もあります。

※騒音地域は特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

## 生活困窮者自立支援金

### 対象世帯に支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、特例貸付を利用できない一定の要件を満たす世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

対象となる可能性のある世帯には郵送で申請方法などをお知らせします。

対象Ⅱ総合支援資金の再貸付が終了した世帯や不承認とされた世帯などで、次の要件を全て満たすもの

○世帯の収入が①と②の合計額以下(①市民税均等割が非課税となる金額の12分の1②生活保護

の住宅扶助基準額)

○預貯金が①の6倍の額(上限100万円)以下

○ハローワークで相談・応募・面接をしている、または生活保護の申請をしている

### 支給額(月額)

○単身世帯：6万円

○2人世帯：8万円

○3人以上世帯：10万円

支給期間Ⅱ最長3カ月間  
申請方法Ⅱ申請書と必要書類を同封の返信用封筒で社会福祉課(〒286・82585 花崎町760)へ

申請期限Ⅱ8月31日(火)(必着)

※くわしくは同課(☎20・1536)へ。

## 今月の納期限

8月2日(月)

- ①固定資産税(第2期)
- ②国民健康保険税(第1期)
- ③後期高齢者医療保険料(第1期)
- ④介護保険料(第1期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

夏の省エネルギー対策

身近なことから実践を

夏場はエアコンの使用などにより、多くのエネルギーが消費されます。

身近でできる省エネを心掛けましょう。

- 体調や換気の頻度を考えながら、エアコンを省エネ設定にする
- エアコンと扇風機を併用して空気を循環させる
- エアコンのフィルターをこまめに掃除する
- エアコンの室外機付近に物を置かないようにし、屋根などを付けて直射日光を避ける
- LED電球などの消費電力が少ない照明に交換する

市町村振興宝くじ

8月13日(金)までサマージャンポ宝くじ、サマージャンポミニが発売されています。

宝くじの収益金は、市町村のまちづくりに使われます。令和2年度は1,315万4,000円が市に交付されました。

○冷蔵庫は整理整頓して効率的に利用する

○煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する

○風呂は続けて入浴し、できるだけ追いだきをしな

○シャワーなどを使うときは節水を心掛ける

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

公園内での花火

近隣の迷惑になります

公園内で大きな音のする花火をする、ほかの利用者や近隣の住民の迷惑になります。

また、ロケット花火や打ち上げ花火などは危険ですので絶対にやめましょう。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

マイナンバーカードの交付

市役所で受け取りを

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課(市役所1

階)で受け取ってください。

必要書類は交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)官公署発行の顔写真付きの物1点。または保険証、年金手帳など2点)、住民基本台帳カード(持っている人)

マイナンバーカードでできること

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な身分証明書として利用できます。

また、マイナンバーカードに搭載された電子証明書は、インターネットで確定申告書が提出できるe・Taxなどに利用できるほか、全国のコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本、戸籍の附票(本市に本籍がある人のみ)の交付などにも利用できます。

紛失したときは

マイナンバーカードをなくしたときはマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)に一時停止の連絡をしてから、市民課と警察署に届け出てください。

紛失や損傷したときは有料で再交付できます。

※くわしくは同課(☎20・1525)へ。

環境美化運動

美しいまちを

わたしたちの手で

8月1日(日)を中心に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。

個人で環境美化運動に参加する場合は、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

受水槽の非常用給水栓

設置前に申請を

市営水道を使用している共同住宅などで受水槽を設置している場合、災害時に受水槽の水道水を利用するための非常用給水栓を設置できます。

設置には事前に申請が必要です。条件などは市ホームページ([http://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0160\\_00007.html](http://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0160_00007.html))で確認してください。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0296)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
- 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
- 防災情報ツイッター([https://twitter.com/bousai\\_narita](https://twitter.com/bousai_narita))
- なりたメール配信サービス(事前登録が必要)

右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス